

(28) 反社会勢力チャエツクについて制度化することが望まれる。(意見)

平成24年3月に、県単独中小企業設備貸与事業業務方法基準の貸与対象者の要件に反社会勢力又は反社会勢力との関連のある貸与先に該当しない事が追加された。これを機に反社会勢力チャエツクを制度化されたい。

県単独中小企業設備貸与事業業務方法基準には貸与対象者の要件として、以下のとおり規定化され、反社会勢力の排除が明確にされた。

2 貸与対象者の要件

中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて、次の要件を備えている場合に行うものとする。ただし知事に協議し、承認を得たときはこの限りではない。

- (1) ～ (6) 略
- (6) 次のアからキ間でのいずれかに該当しないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用してしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかか該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- キ イからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人

平成24年10月の公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)の往査時点において上の条項の反社会勢力に関するチャエツクは貸与時に申込書類を調査する事と実際に貸与者の所在地に行き(現地調査)不自然な所がない事の確認にとどまっている。支援機構において上記条項を十分に実現するためには、契約書への暴力団排除条項の追加、社内規定や指針の整備、貸与先の反社会勢力チャエツクに関するマニュアルの整備、外部の反社会勢力調査機関への一部調査委託等検討されたい。

(29) 本人所有以外の不動産に設備投資を行う際の設備貸与事業においては、賃貸借契約書の写しを徴収し、契約内容の確認を行うべきである。(意見)

小規模企業者等設備導入資金貸与事業で、本人所有以外の不動産に対する設備貸与の場合には所有者との賃貸借契約書の写しを徴収し契約内容を確認したうえで、適正な制限期間(又はリース期間)の設定等を行うべきである。

小規模企業者等設備導入資金貸与事業では、下記の通り貸付対象となる設備の種類は限定されていない。貸付対象は本人所有の不動産に対する設備投資には限定されていない。平成23年度の貸与事業において、店舗を賃借し、厨房設備等のリースを受けているが、当該店舗の賃貸借契約書の写しを入手していなかった事例が見られた。当該貸借契約の内容が使用貸借であったり、定期借家契約である場合には、その使用期間に大きな影響を受けることになる。したがって、本人所有以外の不動産に対する設備貸与に当たっては、賃貸借契約書の写しを徴収し、契約内容を確認したうえで、適正な制限期間ないしリース期間を設定すべきである。

設備導入支援事業等に関する業務方法書

第6条 (設備貸与の対象設備)

設備貸与の対象設備は、次に掲げる設備(～中略～)であること

(1) 法2条第6項第1号に掲げる設備～以下省略

法2条第6項第1号(小規模企業者等設備導入資金助成法)

この法律において「設備貸与事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについて、その譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供(～中略～)を行う事業をいう。

(1) 創業者の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その事業を行うために必要があると認められるもの

(2) 小規模企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであつてその経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの

第5条 (貸付対象者)

設備貸与の対象者は小規模企業者等または創業者であつて、次に掲げる要件を満たすことが見込まれるものとする。

(1) 山梨県内に工場又は事業所を有するものであること。なお、創業者にあつては、山梨県内に工場または事業所を設置するものであること。～以下省略

(30) やまなし産業支援機構において個別の貸付審査、回収手続等に問題がある事例が散見された。(意見)

やまなし産業支援機構における破産債権の管理台帳を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

- ①貸与時の審査が厳格ではないと思われる事例
- ②債権回収額、回収方法等が長期にわたり不確定な状況にある事例
- ③貸与中古設備の評価が不適切な事例

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は、破産先の債権管理台帳を試査したところ、下記のような問題点が散見された。

①N製作所に対する割賦取引による設備貸与事業において貸与時の審査が不適切と思われる。

貸与審査時において、直近の事業年度で債務超過状態であり、借入金(1,884百万円)が売上高(1,628百万円)を上回るような財務状態であったものの、平成7年10月に貸与が実行されている。平成8年5月に同社は倒産している。結果論ではあるが、審査時により慎重な対応が行われていればこのような状況にならなかったものと思料される。その後当該設備はA社及びB社へ転売されるが、両社ともに倒産し、さらにC社へ転売後未収債権の一部を回収している。現在は残債46百万円のうち連帯保証人2名から各月額5千円の返済を受けている。少額回収に留まることから債権償却すべきである。

②M社の破産債権について債権回収額、回収方法等が長期にわたり不確定な状況にある。保証人がオーナーである会社P社を設立して、M社の事業を引き継いでいる。支援機構が所有のリース設備をP社へ転売するため平成20年3月28日覚書を締結しているが、当該覚書によると「設備売買金額は最低でも45百万円、業績が順調に推移した場合には60百万円にする。返済金額も分割払いで当初は少額で、順次増額し7年内に弁済する」との記載であり、売却金額・回収方法が不明確な取引である。その後のP社の返済金額は少額に留まっていた。設備売却金額は原則として時価であるべきであり、このような売却金額・回収方法も不明確な取引を行うべきではない。また、具単債権も別途あるが、M社は破産し、保証人も自己破産している状況にあり、回収のめどがなく少なくとも当該部分は償却すべきである。

③割賦及びリース取引について貸与中古設備の評価を適切に行うべきである。支援機構は貸倒引当金の計上に当たって、貸与中古設備の評価額を控除しているが、当該評価額は定率法による帳簿価格(4件合計75,987千円)を採用したため、実際の転売価格(同2,250千円)との開差が著しいものが見られた。先にも記載したとおりカスタマイズされた中古設備は市場性に劣ることもあるので、製作会社への問合せ等も行い、評価の正確性に努めるべきである。

(31) 小規模企業等設備貸与事業でシステムの不備により、割賦販売における所有権移転手続きがされていない事例や再リース契約しないままリース設備を貸与している事例があった。(指摘事項)

リースケジュール済債権に関しては、通常回収債権と同様な情報がシステム上通知されない状況が確認された。至急、原因を解明しシステムの改善を図るよう対応されたい。また、当該情報が通知されないシステムの不具合を原因として、割賦販売における所有権移転手続きがされていない事例や、再リース契約が締結されないままリース設備を貸与している事例があるので、至急契約手続きを行うべきである。なお、これらに伴う再リース料の徴収漏れは平成24年9月末時点で524千円である。

リースケジュール(貸付金返済計画の変更、リースケ)が行われると「回収済みである旨の通知」や「リース期間満了の通知」がシステムから出てこない状況にある。この原因として、リースケが行われた債権は、システム上、新規貸付債権と同様の管理が行われることや、リースケ前の当初の情報にシステム上引き継がれないことが考えられる。

割賦販売において、債権の金額が回収されると所有権移転手続きを行うが、リースケが行われた債権は債権回収が終了してもシステム上「回収済である旨の通知」が出ないためこれに気付かず、本来行うべき所有権移転手続きが行われていない事例があった。リースケ後の債権管理も、通常回収債権と同様に行えるよう、システムの改善を行う必要がある。

また、本来リース期間満了の2か月前に、リース契約継続の意思確認を行うはずが、システムから通知が出ない為、再リース契約が締結されないまま、引き継ぎリース設備を貸与している事例が平成24年9月末時点で2件あった。このような再リース契約の漏れが生じたためにも、リースケがあった場合でもシステム上、「リース期間満了の通知」を出すようにシステムを改善すべきである。なお、再リース契約を行わなかった2案件については、平成24年9月末時点で524千円の再リース料の徴収漏れが生じている。

(32) 小規模企業者等設備貸与制度のリース案件で、リース料が繰り返される場合の変更契約において、リース期間の延長がなされていない。(指摘事項)

リーススケジュールが行われた債権に関し変更契約を締結しているが、その契約内容は負担する債務金額の確認と支払方法の変更契約に留まっている。リースは設備を貸与しているわけであるから、支払方法の変更契約だけでなく、リース期間の変更契約も行う必要がある。また、リーススケジュールに伴うリース期間の延長時には、リース対象設備の使用可能期間等に留意することが必要である。

小規模企業者等設備貸与制度のリース案件で、リース料の支払いに関しリーススケジュール(リースケ)を行う場合、「変更契約書」が締結される。その変更内容は負担するリース料債務金額の確認とリース料の支払方法、連帯保証債務の確認であり、原契約第4条リース期間については記載されていない。変更契約書によると「記載ない事項は、原契約に定めるところによる」とされていることから、原契約通りのリース期間が継続しているものと判断される。

原契約(リース契約書)

【リース期間】

第4条 リース期間はリース期間の引渡し日から平成〇年〇月〇日までとする。

ところで、リースは動産販売契約と異なり設備を貸与しているわけであるから、リース期間が満了し再リース契約を締結する場合には、再リースの意思確認とその期間、期間延長に伴う再リース料の徴収契約を締結する必要がある。リースが行われた場合であっても、リース期間をいつまでとするかの確認は行うべきである。したがって、リースに伴う「変更契約書」においても、支払方法の変更だけでなく、リース期間についても変更するのであれば契約書で明示しておく必要がある。

なお、リース期間を延長することは、特例的な措置であるため、リースの場合であっても、本来は当初のリース期間の満了時に再リース契約をおこない、再リース料の徴収をすべきと思われる。そして、当初のリース期間満了時点で支払遅延が生じているリース料金額は、別途延滞債権として回収管理をしていくべきではないかと思われる。リース料の回収の問題と、リース継続の契約関係の問題は区別して考えるべきと思料される。

但し、運用上、リースに伴う変更契約時にリース期間を延長する必要が認められる場合において、延長する期間を決定する際には、リース対象設備の使用可能期間や、通常行われている再リース期間等を勘案の上決定することに留意されたい。

(33) 短期延滞先の債権区分について慎重な取扱を行うべきであり、延滞債権の管理を明確に規定化すべきである。(指摘事項)

やまなし産業支援機構の債権分類において短期の延滞先については第I分類として貸倒引当金を2%計上している。貸与先の決算書の内容等から当該債権区分が適当であるか疑問となる事例も見受けられることから、債権区分についてより慎重な検討が必要と考える。また、延滞債権の管理について規定化し、管理することが望まれる。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)では延滞の生じている場合でも短期で一時的なものであれば、短期延滞先として第I分類として貸倒引当金を2%計上している。短期延滞先の中で延滞額が比較的大きい貸与先6件について関係資料を調査した。6件のうち5件は直近の財務諸表の純資産の部がマイナス(債務超過)となっており、他の1件は決算書が入手されていなかった。また、3件は延滞期間が6ヶ月を超えており短期で一時的な延滞とは言えないと思われる。帳簿上の債務超過であり時価による実質的な債務超過に即結びつくわけではないが、これらの債権について第II分類(要注意先)や第III分類(破綻懸念先)に区分される可能性があり、慎重な検討が望まれる。

債権区分のみならず、上記のような延滞債権については毎期決算書の入手による返済能力の検討、督促、保証人や担保の追加、リーススケジュールの相談といった管理が必要であるが、「山梨県小規模企業者等設備導入資金貸付制度取扱要領」等及び「県単独中小企業設備貸与事業業務方法基準」等では特に規定されていない。貸与申込時の調査のみならず貸与期間中の債権管理についても県は規定をし、定期的に審査をすべきと考える。

(34) リスクジュールされた貸与先について、債務者区分が不適切と思われる事例が見られる。(指前事項)

やまなし産業支援機構で貸与している債権のうちリスクジュールしているものが多額に上る。また、それらの債権の内、債務者区分が正常先となっている貸与先があるが、その中には実態としては第Ⅱ分類(要注意先)あるいは第Ⅲ分類(破綻懸念先)と思われる貸与先がある。

近時の不況や震災の影響により、公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は貸与先で業績が悪化し貸与資金の返済が困難になった場合、貸与先との協議によりリスクジュール(リスク)を行っている。具体的な方法としては半年あるいは1年間の元金返済額の減額又は全額棚上げによる。貸付返済期間はその分先延ばしとなる。

このようなりスクの年間合計額は以下のとおりである。

平成21年度	47件	205百万円
平成22年度	51件	181百万円
平成23年度	48件	233百万円

上記のとおりリスク額は多額になり、返済金の減少はキャッシュ・フローの悪化を意味し、支援機構の経営上の大きな問題となっていると考える。

このような貸与先のうち正常先(債権区分上分類されない先)でリスク額が多額な相手先6件について関係資料を調査した。

6件のうち3件は債務超過であり、その内2件は3期連続でリスクしていた。これらの債権は第Ⅱ分類(要注意先)や第Ⅲ分類(破綻懸念先)に区分される可能性があり、慎重な検討が望まれる。安易なりスクは許すべきではなく、適正な債務者区分を行うべきである。

(35) やまなし産業支援機構において貸付設備等や担保物件の売却方法について明確化すべきである。(意見)

やまなし産業支援機構では未収債権の回収が困難となった場合、貸付設備等や担保物件を売却して回収資金に充当している。その際売却方法は特に規定されていない。売却手続の透明化や合理化のために売却方法を規定化して明確化すべきである。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は、未収債権の回収方法の一つとして貸付設備、貸与設備及びリース設備や担保物件(以下、貸付設備等という。)の売却を行っている。未収貸付金債権管理規程及び未収貸与料債権管理規程には次の通り規定している。而規程はほぼ同様な内容であるため、未収貸付金債権管理規程に基づき記述する。

第5条(貸付設備の引き揚げおよび措置)

3 前2項の規定において貸付設備を引き揚げる場合は、貸付設備の処分先を選定するとともに、処分価格等については原則として、債務者または連帯保証人の意見を徴するものとする。

支援機構では貸付設備等の売却について、一般的には債務者等の意見をもとに債務者の取引先や中古機械株式会社等への働きかけを行い、見積りを受けた上で売却している。貸付設備を売却する状況にあることは、事業継続が極めて困難な状況となることであり、その後の未回収の債権の回収可能性は非常に困難になるものと思われる。したがって、より多くの回収資金を目指すべきである。貸付設備等は各債務者の仕様に基つきカスタマイズされている場合が多く、一般的な中古設備市場で売却することが困難な場合もあるが、より多く回収資金に充当するためには、金額等の重要性に応じてさまざまな売却方法を選択すべきである。当初の取得価格は何れも高額の設備であることから、入札や少なくとも数社による見積り合わせによる随意契約を行うべきである。現在ではインターネットで中古設備の売却価格を検索することができることであるから、これらの媒体からの情報や債務者または連帯保証人の意見を徴することにより予定価格を積算することも可能と思われる。また、売却方法や売却先等の選定を透明化し、標準化するためにマニュアル等で規定化することが必要である。

(36) やまなし産業支援機構において連帯保証人からの回収について、慎重な調査の上で回収可能額の算定を行うべきである。(意見)

やまなし産業支援機構では未收債権の回収が債務者から困難となった場合、連帯保証人の代位弁済により回収している。その際の返済額の算定時には連帯保証人の自己申告により収入状況を把握し、返済額の合意を行っている。連帯保証人の収入状況や財産内容の調査を行い、代位弁済額の決定を行うべきである。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は、未收債権の回収方法の一として連帯保証人からの代位弁済によっている。未收貸付金債権管理規程及び未收貸与料債権管理規程には、連帯保証人からの回収について次の通り規定している。尚、同規程はほぼ同様な内容であるため、未收貸付金債権管理規程に基づき記述する。

第3条 (未收債権の管理)

未收債権の管理にあたっては、債務者および連帯保証人と常時接触を保ち、その実情に応じた管理方針を定め、債権の保全に遺漏のないよう努めるものとする。

2 未收債権が発生したときは、未收債権管理台帳を作成し、一般債権とは別に管理するものとする。

(1) 債務者に対し、訪問、電話または書面で償還を促す。

(2) 前号の措置にかかわらず、何の進展も見られないときは、次の措置をとるものとする。

イ 債務者に対し、催告状を配達証明付内容証明郵便で送付する。

ロ 連帯保証人に対し、催告状を送付するとともに、未收債権発生状況および保証債務履行義務の記載された書面を送付する。(以下、略)

支援機構では債務者からの回収を優先し、債務者の状況等に応じてリスケジュールに応じ、さらに延滞等が継続する場合には連帯保証人からの代位弁済を受けている。上記の通り連帯保証人からの弁済方法等について具体的には規定されていない。現実には連帯保証人からの回収にあたっては弁済額、弁済方法等は連帯保証人との個別交渉を行っている。その際に保証人の収入状況は保証人の自己申告により把握し、弁済予定額等を決めており、保証人の財産内容は客観的に把握していない。連帯保証人の収入状況や財産内容の正確な把握となれば償却するという場当たり的な対応が行われているといえる。連帯保証人は債務者と同様な立場におかれていることを伝え、債務者と同様な調査を行った上で回収に努めるべきである。また、破綻し償却済みの債務について、保証人に対する厳密な調査が行われていない現状では安易な償却対応がとられているとの誤解を招く恐れがある。

(37) 滞留債権の管理を行うために作成されている「債権管理表」に漏れや記載間違いがある。(指摘事項)

滞留債権の管理のために「債権管理表」を作成し、月々の入金状況等を確認しているが、入金額の記載漏れや備考欄の記載が事実と異なっているものがあった。「債権管理表」は債権の回収状況を一覧で示すものであり、記載事項に誤りがあれば管理の実効性が上がらない為、留意されたい。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)で作成している「債権管理表」の平成24年3月末の第Ⅱ分類(要注意先)において、入金があるにもかかわらず、記載されていないものや、コメント欄の記載が事実と異なるものが存在した。

入金金額記載漏れの原因は、通常入金以外の臨時入金だけを記載したことよとの説明であったが、入金があるか無いかは債権管理上、とくに時効管理上重要な情報なので、記載漏れには十分留意されたい。また、備考欄の記載も過年度の記載事項がそのまま残っていたと推測されるものも見受けられるので、適正な記載の徹底を図りたい。

なお、支援機構の担当者によると「債権管理表」は、滞留債権のうち、返済予定が確定した債権だけを管理するために月々使用していることである。しかしながら、滞留が生じた場合には、債務者ごとに債権を把握し、要注意先、懸念先、破綻先等の債務者区分を行い、担保の有無、保証人の支払い能力等を調査して回収可能額を算定する必要がある。そのため、返済予定が決まらない債権についても「債権管理表」に記載し、月々の管理においても債務者ごとの回収可能性を検討すべきである。

一覧性があり、債務者ごとの管理・回収状況を示す「債権管理表」を記載事項の漏れや誤謬なく作成し、月々、担当者の情報共有手段としながら回収率を高めるよう利用されたい。

(38) 設備資金貸付事業及び設備貸与事業ともに連帯保証人たる資格要件が有名無実化してしまっているが、資格要件の緩和化も含めてその内容を検討すべきである。(指
摘事項)

設備資金貸付事業及び設備貸与事業の利用者に対しては、第三者による保証をその貸付の要件としているが、実際には、第三者による保証人を設定していない貸付が大部分であった。担当者によると、第三者保証を取ることは非常に難しかったとのことであったが、まずは規程の改正を行い資格要件の緩和等を行うべきであり、規定に反した条件で貸付を行っている現状は速やかに是正するべきである。また、今後は保証人の所得や資産内容についても本人からのヒアリングのみではなく、所得証明の徴求等を行うべきであると判断される。

設備資金貸付事業及び設備貸与事業の利用者に対しては、連帯保証人を貸付事業については3名、貸与事業については2名設定することを求めている。また貸付事業ではその内2名、貸与事業は1名を第三者保証とすることを原則としている。公益財団法人やまなし産業支援機構では「小規模企業者等設備資金貸付事業業務方法細則第6条」及び「小規模企業者等設備貸与制度業務方法細則第6条」には第三者保証についての要件等を定めている。主たる要件は以下のとおりである。

- ①利用希望者と同一生計を営む親族でないこと
- ②利用希望者の従業員でないこと。
- ③利用希望者が法人の場合にあつては、その役員でないこと。
- ④所有している資産の内容および所得金額により貸付申請額に対する保証能力があると認められる者であること。

実際の貸付等に当たって設定した保証人について確認したところ、その大部分が上記の規程に反し、代表者の配偶者やその法人の役員、従業員であり、同規程は事実上有名無実化していることが確認された。担当者によると、第三者保証を取ることは現実的には非常に難しいためであるとのことであったが、そうであるとするならば、まずは規程の改正を行い資格要件の緩和等を検討するべきである。規定に反した条件で貸付を行っている現状は速やかに是正するべきである。また、保証人の設定に当たっては所得証明の徴求も行っておらず、口頭で所得をヒアリングし記入を行っている状況であったが、上記表中の保証人要件④を充足するためには、所得証明の徴求や財産の調査を実施することも行うべきであると判断される。

(39) 連帯保証承諾書の記載不備なものが見られた。(指摘事項)
やまなし産業支援機構が設備資金貸付を行うにあたり一定以上の貸与金額の場合、貸与者は連帯保証人を立てることとなっているが、連帯保証申込書の添付書類である連帯保証承諾書の記載事項が不足している事例が見られた。

平成23年度における「山梨県単独中小企業設備貸与事業」の貸与で多額のもの7件について関係資料等を調査したところ、3人の保証人全員について連帯保証承諾書の「略歴」「資産」「住居」「借入金」「年収」各欄の記載がなかった貸与者(法人)が1件あった。「県単独中小企業設備貸与事業業務方法基準」には以下の通り規定されている。

県単独中小企業設備貸与事業業務方法基準

6 貸与の条件

- (4) 連帯保証人又は担保の提供
一企業当たりの貸与金額が250万円を超える場合、貸与を受けた者は、資力が確実であると支援機構が認める連帯保証人を次のとおり立て、又は担保を提供しなければならないものとする。 (以下略)

上記連帯保証承諾書は連帯保証人の資力が確実かどうかの判断に資する資料である。融資審査会(支援機構で毎月開催され、県の担当者も参加する。)で融資申込に係る添付書類に不備がある場合、安易に貸与を認めるべきではないと考える。

(40) 小規模企業者等設備貸与事業で、損害保険の付保に關し不適当な案件が存在した。(指摘事項)

やまなし産業支援機構が実施した小規模企業者の設備貸与事業で、損害保険証券を財団に買入れさせていない案件や、付保額不足のリース貸付案件があった。業務方法書に従い適切に手続きをおこなうべきである。

小規模企業者等設備貸与事業で、損害保険の付保に關して次の記載がある。

設備導入支援事業等に関する業務方法書

第7条

1(5) 損害保険の付保

ア 割賦販売を受けたものは、割賦販売に係る設備の物上損害について保険(共済を含む、以下同じ)を付保しなければならないものとする。

～中略～

イ アの保険の被保険者は、財団又は割賦販売を受けた者とし、その被保険者が割賦販売を受けた者であるときは、その損害保険証券を財団に買入れするものとする。

2(4) 損害保険の付保

ア 財団は、リースに係る設備の物上損害について保険を付保するものとする。

～中略～

イ アの保険の被保険者は、財団とする。

上記のとおり、割賦販売を受けた者は当該設備に保険を付し、その損害保険証券を財団に買入れしなければならない。

ところが、平成23年度の新規貸付に關し、損害保険証券の買入れ状況を確認したところ、損害保険に加入していることを確認しただけで、証券の差入れをさせていない案件が1件あった。

また、平成23年度の新規リース契約に關し損害保険証券を確認したところ、リース料総額に満たない損害保険契約を締結しているリース貸付が1件あった。

損害保険の買付設定や付保は貸付債権を保全するための手続きであるので、漏れなく実施されたい。

3. 農業改良資金特別会計

(1) 農業改良資金について、償還金の支払を猶予することが可能にもかかわらず猶予の措置を行っていないケースが見られた。(指摘事項)

主債務者本人死亡の場合において連帯保証人に対して支払猶予の対応をしていない場合があった。支払猶予の申請は債務者等が行うものであるが、延滞違約金の発生を防止するために、当該申請の情報提供を行うべきである。

農業改良資金について、一定の「やむを得ない理由」が生じた場合には、債務者等の申請により償還金の支払を猶予することができる。償還金の支払を猶予することが可能なケースを次の通り規定している。

農業改良資金助成法

第10条(支払の猶予)

都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

農業改良資金助成法施行令

第3条(支払の猶予)

法第10条の政令で定めるやむを得ない理由は、法第3条の貸付けを受けた者又はその者と同居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷とする。

また、当該支払猶予の申請に当たっては、山梨県農業改良資金制度運営要領において、「支払の猶予を申請しようとする者」が支払猶予申請書を償還期間の30日前までに融資機関に提出しなければならないとの規定があるが、申請者の要件等について特に記載がない。主債務者本人が死亡し相続放棄が行われている場合に、連帯保証人が延滞しながらも償還金を支払っている場合が見られた。このような場合には主債務者本人が死亡していることから支払猶予の要件に該当することとなる。県は連帯保証人に支払猶予の制度について情報提供し、延滞違約金が発生しないように配慮をすべきであると思われる。

(2) 農業改良資金について、時効中断の処理を適切に行うべきである。(指簡事項)

主債務については時効中断の手続が行われているが、違約金について時効中断の手続が行われていない事例が見られた。回収可能な債権である限り主債務のみならず、違約金についても時効中断の管理を適切に行うべきである。

時効の管理について、山梨県農業改良資金債権管理要領では次の通り規定している。

山梨県農業改良資金債権管理要領
第5 延滞金償還計画の策定指導
3 債務の承認
消滅時効の進行を中断するため、借受者及び連帯保証人に対して適宜債務承認の文書印鑑証明とともに提出させる。(以下、略)
第12 時効
貸付債権の消滅時効は、10年であるが、借受者又は連帯保証人が有限会社その他の商人の場合は、5年であることから、債権が消滅時効により消滅することのないよう、時効の中断を行うものとする。(以下、略)

違約金231千円について時効期間が経過している事例が見られた。県私学文書課の見解によると、主債務と違約金は別々の債権と考えられる。主債務については一部の入金元金に充当することにより時効の中断を行うことが容易に可能であるが、入金額は原則として元金への充当が優先されることから、違約金については時効の中断にあたっては債務者の承認等の手続が必要である。債務者等の時効の援用がない限り時効は成立してはいないものの、回収可能な債権である限り主債務のみならず違約金についても時効中断の手続を適切に行うことが必要である。

また、前記山梨県債権管理ガイドライン等のみならず、山梨県農業改良資金債権管理要領にも注意的に記載することが必要と思われる。

(3) 農業改良資金について、支払猶予の決定を行った場合により現実的な支払計画の作成を行うべきである。(意見)

支払猶予の決定が行われた場合、「当初の償還方法」を変更し、改めて「変更後の償還方法」について合意される。現状では、猶予を受けた支払期日の金額が単純に次の支払期日の金額に上乘せされるだけである。主債務者の支払い能力に応じて現実的な支払方法へ変更して「変更後の償還方法」を決定すべきである。

農業改良資金について、「やむを得ない理由」が生じ支払猶予の申請を行う場合には、借受者及び連帯保証人は連名で支払猶予申請書を作成の上申請し、県の承認を受けなければならない。当該申請書は、「当初の償還方法」と「変更後の償還方法」を併記する様式となっており、形式的には申請者が償還方法を選択して願い出ることとなる。しかし、申請は現実的には下表のような単年度のみが猶予申請が行われ、猶予を受ける支払期日(平成20年5月1日)の金額が単純に次の支払期日(平成21年5月1日)の金額に上乘せされるだけである。県からの支払猶予の決定は申請書と同様な内容となっている。したがって、支払猶予が継続される限り、毎年申請が繰り返され、次の支払期日の金額に繰越金額が上乘せされるだけである。償還が遅延すると単年度の支払金額が年々増加し、その猶予による繰越額は約定償還の最終年まで継続し、最終年に未償還額全額が計上されることとなる。

当初の償還方法		変更後の償還方法	
支払期日	金額(千円)	支払期日	金額(千円)
平成20年5月1日	1,000	平成20年5月1日	0
平成21年5月1日	1,000	平成21年5月1日	2,000
平成22年5月1日	1,000	平成22年5月1日	1,000
平成23年5月1日	1,000	平成23年5月1日	1,000

当該取扱は『農業改良資金に係る質素点答集(未定稿)』に記載され、「農業改良資金において支払猶予した部分については、できるだけ速やかに償還すべきという考えに立っており、償還の猶予については、その期間を原則として1年間としているところ」である。また、翌年度に猶予した額を、残りの償還期間に均等割償還することは認められない。但し、償還猶予期間が終了する際は約定償還の最終年に償還猶予期間の更新を行うことが可能とされている。

以上の取扱は償還を早期に進めて、回収した資金を他の農家に融資するための資金とするため等とのことである。しかし、上記のように単年度の償還金額が増加すると支払能力の面から非現実的な金額となり、また債務者にとっても支払うモチベーションが劣

る結果につながる。民間金融ではリースケジュールを行う場合には、現実的な支払い計画を立て、この計画に従って償還が行われている。尚、農業改良資金について、償還期間について次の通り規定している。

農業改良資金助成法
第5条（貸付金の利率、償還期間等）
貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、10年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（『特定地域資金』という。）にあつては、12年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

また、山梨県において農業改良資金の償還期間は、次の通り「要領」において原則として10年以内、一定の場合は12年以内としている。

山梨県農業改良資金制度運営要領
第3 農業者及びその組織する団体に対する農業改良資金の貸付条件等
3 貸付金の償還期間及び据置期間
(1) 償還期間は10年以内、据置期間は3年以内とする。ただし、下表の左に掲げる場合にあっては、それぞれの右に掲げる償還期間及び据置期間とする。
(表を省略。尚、表の内容は、償還期間は12年、据置期間は貸付内容に応じて3年又は5年)

上記の期間を超えない範囲内で債務者の現状を分析した上で、支払能力に応じたより現実的な支払い計画を立てるべきである。したがって、支払猶予申請書に当たっての償還猶予の期間は、主債務者の支払い能力に応じて現実的な支払方法へ変更して「変更後の償還方法」を決定すべきである。

(4) 農業改良資金について、申請日や期限延長等の支払猶予の手続きに不適切な事例が見られた。(指図書事項)

県は支払猶予の申請がされた場合、「やむを得ない理由」と認められる場合には支払猶予の決定を行うことができるが、決定に当たり次のような不適切な事例が見られた。
①支払猶予の申請は償還期間の30日前までに融資機関に提出しなければならないとの規定があるが、30日前に申請されていないケースがあった。
②償還猶予期間が終了する際は約定償還の最終年に償還猶予期間の更新を行うことが可能とされているが、償還猶予期間が終了する前の支払猶予であるにもかかわらず、期限延長されているケースがあった。

① 前記の通り、支払猶予の申請に当たっては、山梨県農業改良資金制度運営要領において、支払の猶予を申請しようとする者が支払猶予申請書を償還期間の30日前までに融資機関に提出しなければならないとの規定がある。しかし、次のような取扱が行われている事例が見られた。
A 農業改良資金支払猶予申請日：平成17年9月14日
B 当初の償還方法の支払期日：平成17年10月11日
AはBの30日前までではないため、要領の規定に従えば申請は本来認められないはずである。支払猶予は例外的な規定であることから厳格に取り扱うべきである。この場合に、約定どおりの償還が行われず延滞の扱いとなった場合には、延滞違約金が発生することとなる。

② 前記の通り、「農業改良資金に係る質疑応答集(未定稿)」によると、「償還の猶予については、その期間を原則として1年間としている」とある。また、償還猶予期間が終了する際は約定償還の最終年に償還猶予期間の更新を行うことが可能とされている。山梨県において農業改良資金の償還期間は、要領において原則として10年以内、一定の場合は12年以内としている。したがって、約定償還の最終年を迎えない限り10年又は12年を延長することはできない。しかし、次のような取扱が行われている事例が見られた。
C 農業改良資金支払猶予申請日：平成16年8月10日
D 当初の償還方法最終年の支払期日(第12回)：平成20年10月11日
E 変更後の償還方法最終年の支払期日(第13回)：平成21年10月11日
上記では約定償還の最終年を迎えていないため、本来は償還方法最終年の支払期日が延長(第13回)されることはない。

(5) 農業改良資金について、延滞債権については連帯保証人の追加・交替や担保の設定等を行い、より確実な債権保全を検討すべきである。(意見)

債権保全のために、連帯保証人を立てている。現状は第3者保証を原則としているが、法人についてはその代表者を原則として連帯保証人に入れるべきである。また、貸付金が一定期以上の場合で、延滞している融資については、より確実な債権保全のために、より支払能力のある連帯保証人の追加又は交替を行い、物的担保の徴求や譲渡担保の設定等を検討すべきである。

農業改良資金について、次の通り融資に当たって連帯保証人を立てることを要件としている。尚、当該融資制度は平成14年7月から転貸方式へ移行し、平成22年10月からは県の貸付制度は終了している。

山梨県農業改良資金制度運営要領

- 第6 農業者及びその組織する団体に対する貸付け等の手続き(直貸方式)
- (4) 保証人
- ア 借入申込者は次の要件をすべて満たす連帯保証人を立てなくてはならない。
- (イ) 70歳未満であること。
- (ロ) 借受者の所在地と同じ都道府県に居住していること。
- (ハ) 借受者と同一経営の範囲外にあること。
- イ 略
- ウ 果は、貸付債権を保全するため必要があると認められる場合は、借受者に対し、保証人の追加又は交替を求めることができる。

借受者及びその配偶者では返済の原資である収入や財産が共有されている場合が多く、現状では支払能力のある第3者を連帯保証人とすることを原則としている。一方、第3者保証の場合は返済原資の多様化が望めることとなり債権のより確実な回収のためには合理性が認められる。民間金融機関等の融資では法人の代表者は必ず連帯保証人とし、配偶者等についても連帯保証人としていることが多い。これは法人・代表者間及び配偶者間では容易に財産の移転が可能であり、財産を移転すること等により、不正に債務の返済を回避することを防止するための措置である。このような不正を防止するためにも法人代表者本人や配偶者等を原則として連帯保証人とする必要がある。

また、延滞債権等回収に懸念が生じた債権については、上記運営要領に記載の通り保証人の追加又は交替を求めるべきである。また、不動産等の物的な担保を徴求することも必要である。さらには融資の対象となった動産等に対して譲渡担保を設定することも検討すべきである。債権保全のメニューを増やすことにより、より確実な債権の回収に努めるべきである。

(6) 農業改良資金について、長期延滞債権についてはより積極的な回収策を検討すべきであり、回収不能な債権については不納欠損処理を進めるべきである。(意見)

債権管理については山梨県農業改良資金債権管理要領を定め、また山梨県債権管理ガイドライン等に従い管理を行っているが、長期延滞債権については主債務者や連帯保証人に対して法的な措置を含めてより積極的な回収策を検討すべきである。また、回収不能な債権についてはモラルハザードに留意しつつ、不納欠損処理をより進めるべきである。

農業改良資金について、山梨県農業改良資金債権管理要領を定めて、延滞債権の管理や債権の整理について規定している。また、具体的な手続等は山梨県債権管理ガイドライン(平成16年3月、山梨県出納局)、山梨県滞納債権処理方針(平成23年3月、山梨県出納局)及び山梨県債権回収及び処理マニュアル(平成24年3月、山梨県出納局)に基づき対応している。

債務者が債権の償還に困難な状況になると、支払猶子の要件を満たした場合には債務者等の申出により、支払猶子の承認を行う。しかし、当該要件を満たしていない場合には延滞の扱いとなる。平成24年9月現在、直貸債権の延滞者は16名、延滞債権合計は135,031千円、違約金4,950千円である。これらの中には債務者本人又は保証人からの年間の返済額が数千円や数万円であり、現在の延滞債権残高では数百年を要するケースも見られる。これらについては今後違約金の発生も考慮するとこのまま返済を受け続け、全額の回収を期待することは非現実的であると思われる。債務者、保証人の収支状況、財産状況を勘案の上、継続して再生支援を行うべき債務者と専ら回収に努めるべき債務者とに分類して、回収が困難と思われる延滞債権については法的措置を含めた積極的回収策を検討すべきである。連帯保証人についても本来債務者と同様な立場であることから積極的な対応が望まれる。これらの対応が遅れると本来回収できた債権の回収の機会を喪失する可能性もある。

また、債務者や連帯保証人が実質的に破産状態の場合や上記の積極的な回収策を検討した上でもなお少額な回収しか困難な場合には、今後債権を管理しなければならないコスト等を勘案の上、不納欠損処理をより進めるべきである。その際は債務者や連帯保証人に対するモラルハザードを考慮することが必要である。

(7) 農業改良資金直貸の事務を農業協同組合等に委託しているが、廃業者となる可能性があることから償還等について特別に注意を要すべきである。(意見)

農業改良資金の直貸に係る償還金の収納事務を農業協同組合等に委託しているが、農業協同組合等は当該借受者に対してプロパーの貸付を有している場合もあることから、猶予等を行っている場合には償還の償還について、農業改良資金の償還がプロパー貸付に對して後順位となることのないように特別に注意を払うべきである。

県は県直貸農業改良資金の貸付事務に係る公金の収納(償還金)の事務等及び県転貸農業改良資金の融資先農業者等の経営指導等に関する業務を山梨県信用農業協同組合連合会及び各取扱農業協同組合(以下、J Aという)に委託している。当該委託できる事務は貸付に係る債権についての保全及び取立てに関する事務である(農業改良資金助成法施行令第5条)。現在、県はJ Aに正常な債権(猶予債権を含む)について償還事務等の委託を行っており、延滞債権については委託していない。債権の保全に係る委託事務の内容は下記の通り貸付金の一部償還、保証人の追加または変更、延滞時の督促や発生原因の調査等広範である。J Aが正常な償還債権について償還事務を行っている場合は特に問題はないが、J Aが農業改良資金直貸の借受先に対してプロパーの融資を行っており、かつ、農業改良資金等が猶予対象の債権となっている場合は、J Aはプロパーの債権の回収を優先する可能性がある。県はJ A等との契約に当たり善良なる管理者の注意義務を課し、損害賠償責任を義務付けているが、上記のような債権についてはJ Aが善管注意義務を誠実に履行しているか特別に注意を払うべきである。また、本来はこのような場合には当該J Aに対しては収納事務を委託すべきではない。

尚、J A等との農業改良資金事務委託契約書には次の通り規定されている。

第1条(委託事務の範囲)

3 甲は、乙及び丙に対し農業改良資金の貸し付けの事業にかかる公金の収納の事務について、(略)私人委託を行う。

第6条(債権の保全)

- 1 乙は、甲の指示するところにより、貸付金に係る債権の保全につき常時注意するものとする。
- 2 乙は、前項を遂行するうえにおいて、貸付金の一部償還もしくは保証人の追加または変更を借受者に対して要求すべきものと認めるときは、甲にその旨を申し出るものとする。
- 3 乙は、借受者が約定償還日までに償還しないときは、債権管理要領第3の1に規定する、借受者に対する電話督促を丙に行わせるとともに、延滞発生の原因等に関する電話調査を丙に行わせるものとする。
- 4 丙は、第1条第2項の規定により前3項の事務を取扱う。

第11条(その他)

乙及び丙は、善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより、甲に損害を与えたときは、賠償の責に応じなければならない。

(上記の甲：山梨県、乙：山梨県信用農業協同組合連合会、丙：J A)

(8) 農業改良資金について、本人又は家族の死亡の場合に支払猶予が扱われる時期を明確にすべきである。(指摘事項)

主債務者本人死亡の場合において支払猶予の申請を行うことができるが、その終期についての判断に当たって拠るべき規定やマニュアル等がない。償還金の支払が遅延している場合において、支払猶予が適用される場合には延滞違約金は発生せず、一方延滞と取り扱われた場合には延滞違約金が生じることとなる。したがって、支払猶予がいつまで継続するかを明示する必要がある。

農業改良資金について、償還金の支払を猶予することが可能な理由は前記の規定の通り、災害又は、本人又は同居の生計一親族の死亡、疾病又は負傷である。疾病又は負傷を猶予の理由としている場合には疾病又は負傷が治癒していないことを医師の診断書を毎年入手することにより確認し、猶予の決定を行っている。しかしながら、災害又は死亡のケースは農業改良資金助成法第10条に規定の「やむを得ない理由」がいつまで継続するのかが不明である。

主債務者本人が死亡したケースで、農業相続人がいる場合にスムーズな耕作の移転が行われるのならば、その期間は短期となり、そうでなければ比較的長期に及ぶ場合も考えられる。一方、廃業の場合には今後の生産活動を通じての償還は困難と思われるので、むしろ支払猶予の要件を満たしていないこととなる。したがって、約定どおりの償還を求め、延滞の場合には延滞違約金が発生していくこととなる。

一般的には、客観的に見て償還金の支払いを行うのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日まで猶予が行われても是と思われる。災害又は死亡の場合は、その後の状況によりケース・バイ・ケースな面もあるが、恣意的な取扱を避けるためにも「やむを得ない理由」がいつまで継続するか判断の基準となるべきマニュアル等を設けることが必要である。

(9) 山梨県就農支援センターは、就農支援の貸付資金が有効活用されるように努めるべきである。今後の貸付実績が乏しい場合には、制度の見直しや県への繰り上げ償還を検討する必要がある。(意見)

就農支援の貸付は平成19年度以降の貸付実績がなく、このままでは、県より借り受けた貸付用の資金は県への償還に充てられるのみとなる。山梨県就農支援センターは、当該貸付資金が有効活用されるように努めるべきである。なお、今後の貸付実績が乏しい場合には、制度の見直しや県への繰り上げ償還を検討する必要がある。

財団法人山梨県農業振興公社内にある山梨県就農支援センター（就農支援センター）での認定就農者に対する就農研修資金及び就農準備資金の平成7年度より平成23年度における貸付額、償還額及び貸付残高は下記の通りである。

(単位：千円)

年 度	就農研修資金 (注1)		就農準備資金 (注2)		合計		
	貸付額	償還額	貸付残高	貸付残高	貸付額	償還額	貸付残高 (ア)
7	16,200	0	16,200	11,400	0	11,400	27,600
8	10,000	0	26,200	6,000	0	17,400	43,600
9	4,050	675	29,575	0	280	17,120	46,695
10	6,000	2,790	32,785	2,000	1,640	17,480	50,265
11	3,450	3,091	33,144	0	390	17,090	50,234
12	9,150	2,601	39,693	0	1,146	15,944	55,637
13	5,350	12,860	32,183	2,000	2,462	15,482	47,665
14	3,600	3,706	32,077	2,000	1,153	16,329	48,406
15	1,800	3,206	30,671	950	1,849	15,430	46,101
16	750	2,760	28,661	8,000	1,604	21,826	50,487
17	0	3,308	25,353	7,020	1,427	27,419	52,772
18	0	3,404	21,949	687	2,217	25,889	47,838
19	0	5,040	16,909	0	2,756	23,133	40,042
20	0	3,487	13,422	0	2,955	20,178	33,600
21	0	2,152	11,270	0	2,763	17,415	28,685
22	0	1,621	9,649	0	2,541	14,874	24,523
23	0	1,519	8,130	0	2,902	11,972	20,102
計	60,350	52,220	40,057	28,085	100,407	80,305	

上記期間の貸付の累計件数は、就農研修資金が50件、就農準備資金が25件である。就農支援センターは貸付資金の利用をしやすいするために、平成21年1月より保証人を2名以上より1名以上とし、就農相談会でPR活動を行っている。最近の経済情勢や農業への関心の高まりを反映しUターン就農者や新規参入者が増加しているとの説明であるが、就農研修資金は平成17年度以降、就農準備資金は平成19年度以降の貸付実績がゼロである。

平成23年度末の就農支援センターでの貸付可能額は、(14)に記述した預金残高に相当する29,178千円である。このままでは、県より借り受けた貸付用の資金は、県への償還に充てられるのみとなる。就農支援センターは、無利子での貸出しができる当該貸付資金を有効活用されるように努めるべきである。なお、今後の貸付実績が乏しい場合には、制度の見直しや県への繰り上げ償還を検討する必要がある。

(10) 就農支援の貸付は、山梨県就農支援センターでの債権の回収と県への償還期間とのタイムラグ及び延滞債権の存在により、県への償還原資が不足する恐れがある。県は、山梨県就農支援センターが資金負担を行わないような仕組みを検討すべきである。(意見)

平成24年以降、県への償還が進むと、山梨県就農支援センターでの債権回収期間と県への借入償還期間のタイムラグ、及び延滞債権の存在により償還原資が不足することとなり、山梨県就農支援センターがその不足分を資金負担する状況に陥る恐れがある。県は、山梨県就農支援センターが資金負担を行わないような仕組みを検討すべきである。

財団法人山梨県農業振興公社内にある山梨県就農支援センター(就農支援センター)での認定就農者からの債権回収は、平成15年度における貸付の償還期間20年の契約が最終となるので、平成34年で終了となる。それに対し、県への最終償還期限は平成30年である。また、(14)に記した延滞債権(違約金)が存在するので、県との償還計画通りの返済を実施すると、償還原資が不足し、その資金を就農支援センターが負担することとなる。

平成24年度以降の貸付残高等を下記に示す。

(単位：千円)

年度	センターより認定就農者への貸付		県よりセンターへの貸付		センター貸付可能額
	貸付額	償還額	貸付額	償還額	
24	3,166	16,936	8,178	40,890	23,954
25	2,943	13,993	8,178	32,712	18,719
26	1,796	12,197	8,178	24,534	12,337
27	1,511	10,686	8,178	16,356	5,670
28	1,511	9,175	8,178	8,178	△997
29	911	8,264	5,452	2,726	△5,538
30	609	7,655	2,726	0	△7,655
31	249	7,406			△7,406
32	249	7,157			△7,157
33	249	6,908			△6,908
34	249	6,659			△6,659

この表によると

- ① 就農支援センターの貸付期間が長期に及ぶため、債権の回収が、県への償還期日を超えることとなる。・・・その期間の償還資金は、センターが立替えることとなる。
- ② 就農支援センターでは貸付金に対する延滞債権が発生しているため、債権の回収がこのまま滞ると、現状では平成28年に償還原資の資金不足が生じる。

山梨県就農支援資金貸付金貸付要領(以下「要領」という。)に償還の猶子について下記の通り規定されている。

(償還の猶子の申請)

第3-7(1)ア センターは就農支援資金について、知事の認可を受けた就農支援資金貸付業務規程の定めるところにより認定就農者に対する償還の猶子を行う場合には、当該貸付金の県への償還について履行期間の延長の申請を・・・行うことができるものとする。(下線は監査人)

上記下線の「認定就農者に対する償還の猶子」とは次の通りである。

財団法人山梨県農業振興公社就農支援資金貸付取扱業務細則

(支払猶子)

第19条 償還金の支払猶子は、借受者からの申請をもって行うものとする。

3 公社は、申請を受けたときは、これを審査し、やむを得ない事由により、支払猶子することが適正と認められるときは、その申請を承認できるものとする。

4 前項により支払猶子の承認をしたときは、その旨を借受者に通知するものとする。

また、承認しない場合にも、その旨を借受者に通知するものとする。

6 支払猶子をなし得るやむを得ない事由は、借受者が無資力又はこれに近い状況にあるとき、借受者が災害、盗難その他事故にあつたとき、借受者又は借受者と居住又は生計を一にする親族が死亡、疾病又は負傷したときとする。

しかし、延滞債権となっている前記5件の借受者からの上記の償還猶子の申請はされないないので、就農支援センターは支払猶子を行っていない。従って、県への償還の猶子の申請はできないので、現状では延滞債権を就農支援センターが立替えることとなる。また、要領では延滞金について次の通り規定されている。

(延滞金)

第3-6 センター及び融資機関は、県貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌月から支払の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

ただし、融資機関にあっては、認定就農者による就農支援資金の償還が償還期日までに行われなかった場合には、認定就農者の償還期日の翌日から認定就農者による償還が行われた日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

就農支援センターには、上記のただし書き以下の適用はないので、期日後の償還については延滞金が発生することとなる。従って、就農支援センターが延滞債権等を立替えて支払わなければ延滞金を支払う必要が生じる。このような状況を回避するため、県は就農支援センターが資金負担を行わないような仕組みを検討すべきである。

(13) 就農支援資金の貸付後の管理が不十分な案件が存在するため、チェックリスト等の整備を図り管理の徹底を図りたい。(指摘事項)

借受者が離農した場合には、一時償還請求すると共に、回収に必要な措置を講じなければならぬが、徹底されていない案件がある。また、貸付に際しては「就農支援資金貸付審査表」を作成し貸付要件の確認を行っているが、貸付後のチェックリストや回収マニュアルがないため債権管理が不十分な状況となっている。

借受者が離農した場合について、財団法人山梨県農業振興公社就農支援資金貸付取扱業務細則(以下、細則という)には以下の通り取り決められている。

第21条(一時償還)
借受者が次の各号の一に該当した場合には、債権の全部又は一部につき、期限を示して一時償還を請求し、債権の回収に必要な措置を講ずるものとする。
1 認定就農計画に係る研修の終了後、原則として1年以内に就農しなかったとき。
2 離農したとき

平成23年度末に延滞している就農支援資金の貸付書類を確認したところ、借受者が放棄に至らず離農したにも係らず、上記細則によらず、一時償還請求していない案件があった。細則に従い、債権の回収に必要な措置を講ずるべきである。

また、償還金延滞債権管理簿に記載された督促等状況によれば、離農確認から約2年後に返済計画を作成している状況であった。償還金の回収管理は適時性と継続性が望まれない。2年間放置することは回収可能性を低めるだけであるので、手続きの徹底が望まれる。

加えて、償還金延滞債権管理簿には主だった事項のみしか記載されていないが、交渉内容や債務承認の有無など詳細に経過を記載し、時効中断が行われているかを明らかにしておく必要がある。

さらに、返済の滞った借受者から所有物件の売却手続きを進めているとの申出があったにもかかわらず、当該物件に抵当権を設定せず、債権保全手続きをしていない案件があった。

これら明らかになった状況を踏まえ、以下の事項等を検討する必要がある。
i) 貸付時だけでなく、貸付後に必要な入手資料を一覧表(チェックリスト等)にまとめ、貸付後のチェックを漏れなく遂行すること。

ii) 貸付後に起こりうる想定事項と、取るべき手続きを整理した貸付後の回収マニュアル等を作成し、適時に債権管理手続きが行えるようにすること。

iii) 滞留が生じた場合、債権管理簿の記載は詳細に行い、継続的な管理が行えるように徹底すること。

(14) 山梨県就農支援貸付金貸付要領に、山梨県就農支援センターで発生した違約金の取扱いに関する記述が明記されていない。(指摘事項)

山梨県就農支援センターでは、償還期日を経過したことによる延滞金額(違約金)を徴収し、収入計上している。融資機関が違約金を徴収した場合には県に対して納付することとなっているが、山梨県就農支援センターについては「山梨県就農支援資金貸付金貸付要領」等に、その違約金の取扱いに関する記述がない。山梨県就農支援センターについても、違約金の返還義務を要領等に明記する必要がある。

財団法人山梨県農業振興公社内にある山梨県就農支援センター(就農支援センター)では、就農支援資金の貸付を行っている。これは、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、山梨県が就農支援センターへ資金を貸付け、その資金を基に、就農支援センターが、法第4条による就農計画の認定を受けた認定就農者へ貸付けている。

山梨県は、平成7年度、平成8年度、平成9年度に各々3,000万円を無利子で就農支援センターに貸付けている。就農支援センターの山梨県からの借入残高は、平成23年度末49,068千円である。また、認定就農者への貸付金の残高は20,102千円であるので差額は28,966千円となる。一方、就農支援センターの平成23年度末の預金残高は29,178,450円であるので212,450円差額が生じている。確認したところ、下記の預金利子と違約金を収入計上していることによるためであった。

(単位:円)

年度	預金利子	違約金	計
平成11年度	4,479	0	4,479
平成12年度	25,524	0	25,524
平成13年度	11,436	0	11,436
平成14年度	1,649	69,030	70,679
平成15年度	399	0	399
平成16年度	515	14,377	14,892
平成17年度	0	402	402
平成18年度	0	47,308	47,308
平成19年度	0	25,648	25,648
平成20年度	0	9,771	9,771
平成21年度	0	0	0
平成22年度	0	1,912	1,912
計	44,002	168,448	212,450

違約金については、就農支援センターの「山梨県農業振興公社就農支援資金貸付取扱業務細則」によると次の通り記載されている。

(違約金)
第23条 支払期日までに、償還金又は一時償還をすべき金額の全部又は一部を支払わない場合には、延滞金額につき12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を請求するものとする。

就農支援センターでのこの違約金は、無利子で借入している資金に対して生じた収入となる。違約金の県への返還義務に関して、山梨県就農支援資金貸付金貸付要領（以下「要領」という。）では次の通り記載している。

(認定就農者から徴収した違約金の納付義務)
第3-12 融資機関（注1）は、認定就農者から違約金を徴収した場合には、徴収した金額につき、速やかに、県に納付するものとする。ただし、融資機関が、貸付金の償還を支払期日に支払っている場合には、認定就農者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に徴収した違約金を県に納付する必要はない。
（注1）法17条第1項 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

要領では、県の貸付金に対する貸付手続きについて、貸付先となる就農支援センターと融資機関での取扱いが記載されている。しかし、上記の通り、違約金の取扱いについて融資機関の定めはあるが、就農支援センターの記載はなく不適切である。就農支援センターについても、違約金の県への返還義務の取扱いについて要領に明記すべきである。

(15) 就農支援資金の貸付債権の保全措置をより一層図るべきである。(意見)

就農支援資金の貸付は、平成23年度までに延滞債権が5件発生しており、債権の保全のため次のような対応を検討すべきである。

- ① 連帯保証人は、概ね60歳以下とされているが、その年齢を超過している事例も見受けられる。貸付期間に応じた年齢制限も必要と史料される。
- ② 償還期間が長期に及ぶ貸付となるので、その間債権者と接触し、経営状況の報告を求め、指導を行うことも必要である。山梨県就農支援センターの相談窓口としての指導的機能を生かし、債権の保全措置を図るべきである。

① 平成23年度までに、就農支援資金の貸付に対し、償還が滞っている事例が5件発生している。それらの状況は下記の通りである。

(単位：千円)

	貸付年月日	貸付金額	延滞額	貸付期間(年)	連帯保証人の年齢(歳)
A氏	H8.3.21	3,300	2,453	17	61
B氏	H9.7.28	1,650	555	12	34
C氏	H13.9.25	600	298	11	53
D氏	H14.4.12	3,800	2,108	7	55
E氏	H17.2.20	2,000	1,245	6	51
計		11,350	6,659		62

※ 延滞額は平成23年度までの金額であり、期限未到来の金額が667千円含まれる。
※ 連帯保証人の年齢は、貸付け当時の年齢である。

保証人の要件については、財団法人山梨県農業振興公社内にある山梨県就農支援センター（就農支援センター）の「山梨県農業振興公社就農支援資金貸付取扱業務細則」（以下「細則」という。）第7条には下記の通り規定されている。

(保証人又は担保)
第7条第1項 貸し付けに際しては、概ね60歳以下の連帯保証人を徴収するものとする。

上表をみると、60歳を超過している者も見受けられる。「概ね」とあるので、一概に否定するものではないが、下記の通り、据置期間を含めて長期間に及ぶ貸付であることを考慮すると、債権の保全のためには、貸付期間によっては保証人についてより一層の年齢の制限も必要ではないかと史料される。